

○広島県警察シンボルマーク及びシンボルマスコット使用要領の制定について（例規
通達）

平成7年11月1日

広総務第304号警察本部長

改正 平成28年1月広総務第97号

平成30年2月27日

令和5年8月30日

各部長・参事官

各所属長

この度、みだしのことについて別添のとおりその使用要領を定め、平成7年11月1日から
施行することとしたので、部下職員に周知徹底し、取扱いに誤りのないようにされたい。

別添

広島県警察シンボルマーク及びシンボルマスコット使用要領

第1 趣旨

この要領は、広島県警察シンボルマーク及びシンボルマスコットに関する訓令（平成7
年広島県警察本部訓令第26号）第4条の規定により、シンボルマーク等の適正かつ効果的
な使用に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 基本方針

シンボルマーク等は、県民の期待にこたえる県警察の基本的姿勢を内外に表明し、又は
職員相互の連帯意識の向上を図ることのできる場において、積極的に使用するものとする。

第3 使用要領等

1 使用者

広島県警察及び警察関係団体

2 使用範囲

- (1) 名刺
- (2) 封筒
- (3) 広報紙（誌）、パンフレット、ホームページ、SNS、動画等の広報媒体
- (4) ステッカー、ポケットティッシュ、懸垂幕等の警察のイメージアップを図る目的で
配布又は使用するもの

3 使用基準

- (1) シンボルマーク

ア 名刺

別添「広島県警察シンボルマーク清刷」及び広島県警察職員服務規程（平成5年広島県警察本部訓令第3号）に定めるところに従い、使用する。

イ その他

別添「広島県警察シンボルマーク清刷」に従い、使用する。

(2) シンボルマスコット

ア 名刺

別添「広島県警察シンボルマスコット清刷」及び広島県警察職員服務規程に定めるところに従い、使用する。

イ その他

別添「広島県警察シンボルマスコット清刷」及び別に定めるところに従い、使用する。

- 4 前2に定める使用範囲又は前3に定める使用基準以外でシンボルマーク等を使用しようとするときは、あらかじめ別記様式のシンボルマーク等使用申請書により、総務部広報課長を経て、総務部長に申請し、承認を得なければならない。

第4 留意事項

次に掲げる方法又は目的で、シンボルマーク等を使用することはできない。

- (1) 警告書、呼出し状等職権行使のための文書、交通規制のための指導看板などに使用すること。
- (2) 特定の団体、個人の宣伝のために使用すること。
- (3) 不当な利益を得るために使用すること。
- (4) その他シンボルマーク等の制定の趣旨に反して使用すること。

別記様式(第3の4関係)

年 月 日

総務部長様

所属長

シンボルマーク等使用申請書

使用の別	<input type="checkbox"/> シンボルマーク <input type="checkbox"/> シンボルマスコット
用途	品名 材質 使用方法（具体的に記載すること。）
期間	
担当者	所属 階級(職) 氏名 警電
備考 (広報課長 意見)	

注 所属長が警察署長の場合、警察署長名の下に括弧書きで主務課を記載すること。

別添



指定色

DIC 197

プロセスカラー

C20%+M100%+Y90%

単色

BL 100%



名刺用

広島県警察シンボルマスコット
メイプル君清刷

指定色

DIC 99

DIC 567

BL

プロセスカラー

C90%

M20%+Y90%

単色

BL 50%

BL 100%



別記様式（第3の4関係）

別添